

柏崎市防災ガイドブック作成業務委託 仕様書

令和元年（2019年）8月

柏 崎 市

1 委託件名

柏崎市防災ガイドブック作成業務委託

2 目的

市では、「防災ガイドブック（自然災害編）」を平成 27 年（2015 年）2 月に発行し、全世帯に配布して防災意識の向上を図ってきた。しかし、全国では毎年のように大規模災害が発生し、その度に新たな防災対策が取られ、適切な避難対策や情報伝達手段の在り方等も変化してきているため、ガイドブックの内容を見直して最新の知見に基づいた災害時の避難行動や防災情報を伝える必要がある。

あわせて、新潟県が新たな洪水及び津波浸水想定を指定したことを受け、市では平成 30 年度（2018 年度）に洪水・津波ハザードマップを更新したため、新たなハザードマップを市民に周知する必要がある。

これらを踏まえ、民間事業者における専門的知見、総意工夫を反映しながら、市民目線での防災ガイドブック作成を行うことを目的とし、本プロポーザルを実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 2 年（2020 年）1 月 10 日まで

4 委託内容

(1) 防災ガイドブック原案作成

本市における自然災害への備え、有事の際の行動などについて、わかりやすく伝達できる構成、イラスト、図表等を用いたガイドブック原案を、市と協議しながら作成すること。

《ガイドブック構成内容》

分類	内容	頁数 (参考)	入稿範囲
表紙+目次	表：表紙・目次	2	受託者と協議の上決定
共通編	災害への備え（自主防災会・個人向け） 災害時の情報伝達・広報に関すること など	2～4	受託者と協議の上決定
個別編（地震）	地震時の行動、揺れと被害、耐震診断・安全チェックなど	2～4	受託者と協議の上決定
個別編（津波）	津波の仕組み、避難の注意点、警報等種類及び避難情報発表基準 など	2～4	受託者と協議の上決定
個別編（風水害）	台風、集中豪雨及び河川水位に係る注意点並びに避難情報発表基準 など	2～4	受託者と協議の上決定
個別編（土砂災害）	土砂災害の種類、警戒情報、土砂災害ハザードマップの位置づけ及び避難情報発表基準 など	2～4	受託者と協議の上決定
資料編（1）	避難所・避難場所及び津波避難所・避難場所一覧	6～8	受託者と協議の上決定

資料編（２）	柏崎市津波ハザードマップ（18 図郭+見方の説明）	38	PDF、JPG、AI 形式のデータ で入稿
資料編（３）	柏崎市洪水ハザードマップ（17 図郭+見方の説明）	36	PDF、JPG、AI 形式のデータ で入稿
裏表紙		1	受託者と協議の上決定
計 100 頁			

* 1 原案に係るデザイン案は、電子データで納品。

* 2 成果品は、市ホームページにも掲載予定であるため、原稿の PDF データも納品すること。

* 3 ガイドブック原案は、本市の地域防災計画・マニュアル等を参照しながら、作成する。

なお、「基本構成」における頁数は、参考程度であり、市と協議の上、決定する。

(2) 防災ガイドブック印刷製本

- ・製本 A4 版フルカラー両面無線綴じ・左開き・片側二穴空け
- ・部数 38,000 部
- ・ページ数 約 100 ページ
- ・用紙 表紙コート紙 70.5 kg/A、本文コート紙 46.5 kg/A

(3) 防災ガイドブック納品

令和 2 年（2020 年）1 月 6 日（月）～1 月 10 日（金）までの期間において、市が別途指定する場所へ納品すること。

5 参考資料

- (1) 柏崎市地域防災計画（地震・津波災害対策編）
- (2) 柏崎市地域防災計画（風水害等対策編）
- (3) 柏崎市地域防災計画（資料編）
- (4) 柏崎市水害対応マニュアル
- (5) 柏崎市防災ガイドブック【自然災害編】
- (6) 柏崎市津波ハザードマップ
- (7) 柏崎市洪水ハザードマップ

6 成果品

- (1) 柏崎市防災ガイドブック 38,000 部
- (2) 柏崎市防災ガイドブック 完成サンプル 2 部（正・副）
- (3) 電子データ（CDにより提出） 2 部（正・副）

7 著作権の譲渡等

- (1) 成果物が著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条か

ら第 28 条までに規定する権利をいう。) は当該著作物の引渡し時に柏崎市に帰属する。

- (2) 成果物が著作物に該当する場合であっても、成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとする。
- (3) 当該著作物が著作物に該当する場合は、受託者が承諾した時に限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、柏崎市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとし、成果物が著作物に該当しない場合は、柏崎市は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託者は、柏崎市が承諾した場合は、成果物を使用し、若しくは複製し、又はその内容を公表することができる。

8 関係諸法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、柏崎市と協議の上、決定すること。
- (2) 柏崎市が所有する関係資料等が必要になった場合は、可能な限り貸し出し、閲覧等の提供を行う。
- (3) 納品後、成果品に不備又は誤りが発見された場合、受託者が責任をもって速やかに訂正すること。
- (4) 受託者は、本業務期間中はもとより業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について秘密を厳守すること。